



鳥取県公報

平成 24 年 2 月 28 日 (火)
第 8 3 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (112) (福祉保健課) 2 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (113) (医療政策課) 2 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定の一部改正 (114) (〃) 3 特定計量器の定期検査の実施 (115) (くらしの安心推進課) 4 国土調査の成果の認証 (116) (農地・水保全課) 4 指定居宅サービス事業者の廃止 (117) (東部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の廃止 (118) (〃) 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定 (119) (東部総合事務所生活環境局) 5 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (120・121) (中部総合事務所農林局) 6 指定居宅サービス事業者の廃止 (122) (西部総合事務所福祉保健局) 8 指定居宅介護支援事業者の廃止 (123) (〃) 8
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) 8 鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (八頭総合事務所農林局) 9 鳥取県採石条例による認可状況の公表 (八頭総合事務所県土整備局) 9

告 示

鳥取県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社アール&エス	鳥取市賀露町南一丁目1-35	みんなのライフケア	鳥取市賀露町南一丁目1-35	訪問介護	平成24年2月17日
株式会社 IAP	八頭郡八頭町郡家76-35	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家76-35	通所介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社アール&エス	鳥取市賀露町南一丁目1-35	みんなのライフケア	鳥取市賀露町南一丁目1-35	介護予防訪問介護	平成24年2月17日
株式会社 IAP	八頭郡八頭町郡家76-35	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家76-35	介護予防通所介護	〃

鳥取県告示第113号

平成17年鳥取県告示第920号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成24年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前				
<p>1～3 略</p> <p>4 <u>県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から3までに掲げるもの及び国立大学法人鳥取大学医学部附属病院を除く。）</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会医療法人明和会医療福祉センター一渡辺病院</td> <td>鳥取市東町三丁目307</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	社会医療法人明和会医療福祉センター一渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	<p>1～3 略</p>
名称	所在地				
社会医療法人明和会医療福祉センター一渡辺病院	鳥取市東町三丁目307				

社会医療法人仁厚 会医療福祉センタ 一倉吉病院	倉吉市山根43
医療法人勤誠会米 子病院	米子市日原319-1
皆生病院	米子市新開四丁目 5 - 1
医療法人養和会養 和病院	米子市上後藤三丁目 5 - 1

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この告示は、平成24年 2 月28日から施行する。

鳥取県告示第114号

平成22年鳥取県告示第42号（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定について）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前												
<p>1～4 略</p> <p><u>5 県が精神科救急医療施設として指定する病院（1から4までに掲げるものを除く。）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会医療法人明和 会医療福祉センタ 一渡辺病院</td> <td>鳥取市東町三丁目307</td> </tr> <tr> <td>社会医療法人仁厚 会医療福祉センタ 一倉吉病院</td> <td>倉吉市山根43</td> </tr> <tr> <td>医療法人勤誠会米 子病院</td> <td>米子市日原319-1</td> </tr> <tr> <td>皆生病院</td> <td>米子市新開四丁目 5 - 1</td> </tr> <tr> <td>医療法人養和会養 和病院</td> <td>米子市上後藤三丁目 5 - 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	社会医療法人明和 会医療福祉センタ 一渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	社会医療法人仁厚 会医療福祉センタ 一倉吉病院	倉吉市山根43	医療法人勤誠会米 子病院	米子市日原319-1	皆生病院	米子市新開四丁目 5 - 1	医療法人養和会養 和病院	米子市上後藤三丁目 5 - 1	<p>1～4 略</p>
名称	所在地												
社会医療法人明和 会医療福祉センタ 一渡辺病院	鳥取市東町三丁目307												
社会医療法人仁厚 会医療福祉センタ 一倉吉病院	倉吉市山根43												
医療法人勤誠会米 子病院	米子市日原319-1												
皆生病院	米子市新開四丁目 5 - 1												
医療法人養和会養 和病院	米子市上後藤三丁目 5 - 1												

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この告示は、平成24年2月28日から施行する。

鳥取県告示第115号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間
平成24年4月1日（日）から平成25年3月29日（金）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第116号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
智 頭 町	平成15年度から平成22年度まで	智頭町（大字大背の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字大背の一部	平成24年2月28日

鳥取県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
前川歯科医院	前川歯科医院	鳥取市湖山町北一丁目508	平成24年2月16日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
前川歯科医院	前川歯科医院	鳥取市湖山町北一丁目508	平成24年2月16日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第119号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

指定区域	埋立地の区分
鳥取市上原字荒神原482外（次の図のとおり）	政令第13条の2第2号
鳥取市湖山町東三丁目3（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
岩美郡岩美町大字大坂字柳谷192-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市江津字船附966-1外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第2号
岩美郡岩美町大字浦富字堤下358-2外（次の図のとおり）	〃
鳥取市国府町岡益524-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市里仁637-68（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
鳥取市青谷町青谷字頭無5268-3外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第2号
鳥取市福部町中117-2（次の図のとおり）	〃
鳥取市晩稲字下赤田40-1外（次の図のとおり）	〃
岩美郡岩美町大字恩志字奥飯部496-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市青谷町養郷字清水平213（次の図のとおり）	〃
八頭郡若桜町大字浅井232-2外（次の図のとおり）	政令第13条の2第2号
鳥取市河原町中井字羽黒437（次の図のとおり）	〃
八頭郡智頭町大字市瀬字大地戸1717外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
鳥取市秋里字上六反物409-1（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第2号

鳥取市福部町高江字赤子谷98-1外（次の図のとおり）	〃
鳥取市滝山字小山平504（次の図のとおり）	〃

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県東部総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 2 月 28 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 谷 弘 之	倉吉市関金町明高1468-1
〃	毛 利 善 亮	倉吉市関金町明高1179
〃	笠 原 正 記	倉吉市関金町堀2081
〃	松 下 政 治	倉吉市関金町堀2671
〃	大 井 保 太 郎	倉吉市関金町今西1009
〃	日 野 昇 一	倉吉市関金町泰久寺110-1
〃	小 倉 昭 夫	倉吉市関金町松河原1232
〃	見 崎 幸 尊	倉吉市関金町松河原651
〃	藤 井 重 光	倉吉市関金町大鳥居266
〃	山 崎 正 美	倉吉市関金町安歩843-8
〃	森 田 金 雄	倉吉市関金町関金宿1103-5
〃	牧 野 清 則	倉吉市関金町郡家553
〃	矢 城 操	倉吉市関金町山口2173-8
監 事	茅 原 拓 太 良	倉吉市関金町堀1973-1
〃	鳥 飼 敢	倉吉市関金町大鳥居246-1
〃	小 谷 智 昭	倉吉市関金町関金宿316

平成24年 2 月 9 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	大 江 文 雄	倉吉市関金町明高799
〃	小 谷 弘 之	倉吉市関金町明高1468-1
〃	笠 原 正 記	倉吉市関金町堀2081
〃	石 岩 均	倉吉市関金町堀2749-10
〃	大 井 保 太 郎	倉吉市関金町今西1009
〃	日 野 昇 一	倉吉市関金町泰久寺110-1
〃	山 崎 正 美	倉吉市関金町安歩843-8
〃	山 本 勉	倉吉市関金町松河原1001
〃	藤 井 重 光	倉吉市関金町大鳥居266
〃	加 藤 盛 人	倉吉市関金町松河原1203
〃	牧 野 清 則	倉吉市関金町郡家553

〃 矢 城 操 倉吉市関金町山口2173-8
〃 森 田 金 雄 倉吉市関金町関金宿1103-5
監 事 茅 原 拓太良 倉吉市関金町堀1973-1
〃 鳥 飼 敢 倉吉市関金町大鳥居246-1
〃 小 谷 智 昭 倉吉市関金町関金宿316

平成24年2月10日就任 任期4年

鳥取県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月28日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 谷 俊 一 倉吉市下米積411
〃 長 田 雅 文 倉吉市国府683-1
〃 田 中 義 博 倉吉市国府989-44
〃 太 田 里 美 倉吉市服部440
〃 大 口 豊 東伯郡北栄町東高尾467
〃 岸 本 達 倉吉市国分寺236
〃 田 中 一 重 倉吉市上米積338-10
〃 田 村 順 一 倉吉市服部833-2
〃 筏 津 博 文 倉吉市別所118-1
〃 岩 井 清 憲 倉吉市下福田464
〃 前 田 賢 倉吉市大谷544
〃 澁 谷 史 郎 倉吉市下福田706-108
〃 山 口 克 洋 倉吉市横田647
〃 太 田 進 博 倉吉市横田355-1
〃 大 羽 諄 一 倉吉市福光627
〃 清 水 義 徳 倉吉市服部979-32
監 事 池 田 通 夫 倉吉市下米積609
〃 長 田 重 博 倉吉市国府459
〃 伊 藤 研 倉吉市福光256-3

平成24年2月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 谷 俊 一 倉吉市下米積411
〃 長 田 雅 文 倉吉市国府683-1
〃 田 中 義 博 倉吉市国府989-44
〃 太 田 里 美 倉吉市服部440
〃 長谷川 満 輝 倉吉市横田706
〃 長 田 浩 二 倉吉市横田701
〃 大 口 豊 東伯郡北栄町東高尾467

// 岸 本 達 倉吉市国分寺236
 // 田 中 一 重 倉吉市上米積338-10
 // 田 村 順 一 倉吉市服部833-2
 // 福 井 康 夫 倉吉市下福田353
 // 筏 津 博 文 倉吉市別所118-1
 // 前 田 賢 倉吉市大谷544
 // 澁 谷 史 郎 倉吉市下福田706-108
 // 大 羽 諄 一 倉吉市福光627
 // 清 水 義 徳 倉吉市服部979-32
 監 事 徳 田 博 明 倉吉市福光574
 // 米 田 穰太郎 倉吉市下米積560
 // 長 田 重 博 倉吉市国府459
 平成24年2月17日就任 任期4年

鳥取県告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚徳福祉会	介護老人保健施設 アイアイ	米子市榎原1823	平成24年2月21日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人尚徳福祉会	アイアイ永江ケアプランセンター	米子市永江551	平成24年2月21日
//	アイアイ三柳ケアプランセンター	米子市両三柳866-4	//

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月28日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 岡本 正文	倉吉市福庭町二丁目23	鳥取市国府町三代寺地内	建設残土処分地の造成	16.7283ヘクタール	14.9132ヘクタール	7.6660ヘクタール	平成20年6月2日から平成26年3月31日まで	平成24年2月20日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月28日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
森本清建設有限会社 代表取締役 森本 清	鳥取市秋里959-10	八頭郡八頭町福地地内	真砂土の採取	7.0825ヘクタール	6.7683ヘクタール	3.4479ヘクタール	平成24年2月14日から平成28年2月13日まで	平成24年2月14日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成24年2月28日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町郡家636-5	八頭郡八頭町別府字コムソヲ谷501-1外4筆 (9,802.44平方メートル)	風化花崗岩 ^{こう} (29,182.4立方メートル)	平成24年2月6日から平成27年2月5日まで	平成24年2月6日
森本清建設 有限会社 代表取締役 森本 清	鳥取市秋里959-10	八頭郡八頭町福地字今熊692外9筆 (70,825平方メートル)	風化花崗岩 ^{こう} (73,560立方メートル)	平成24年2月14日から平成28年2月13日まで	平成24年2月14日